

整理標準化データ仕様書

【第4版】

平成13年12月

特 許 庁

お知らせ

平成13年12月

引用文献マスタ、国内出願引用文献情報のうち、非特許文献に関する以下のデータ項目については、データの提供をしておりません。

- ・項番13「引用文献分類」
- ・項番14「著者／翻訳者」
- ・項番15「論文名／タイトル」
- ・項番16「刊行物名」
- ・項番17「発行国コード」
- ・項番18「発行所／発行者」
- ・項番19「発行／受入日」
- ・項番20「年月日フラグ」
- ・項番21「版数／巻／号数」
- ・項番22「引用頁」

整理標準化データ概説

整理標準化データ概説

- 目 次 -

1 . 提供データの範囲	1
2 . 提供データの種類	2

1 . 提供データの範囲

「整理標準化データ」は、以下の条件で発生するものが提供対象となる。

(1) 新規データ

(a) 基本情報及び審判情報の項目群は、該当公報が発行された案件が、順次、提供対象となる。

尚、商標データについては、新規出願分及び審判請求分となる。

特 許：公開公報、公表公報、再公表公報、旧法公告公報、登録公報（公開前付与後異議分）

実用新案：公開公報、公表公報、再公表公報、旧法公告公報、登録公報（新実用新案及び公開前付与後異議分）

意 匠：登録公報

(b) 登録情報の項目群は、設定登録のなされた案件が、提供対象となる。

(c) 上記以外の情報の項目群は、特許庁内にて新規発生した案件が、順次、提供対象となる。

(2) 更新データ

特許庁内にて更新処理の対象となった案件を、更新が施された特許庁の各マスタ単位で提供対象とする。

提供対象となった案件は、新規 / 更新に関わらず、該当特許庁マスタ上の提供対象全項目を含んだ状態で提供する。

例えば、出願マスタの 1 項目にデータが新たに発生ないし更新された場合、出願マスタの残りの項目も全て収録して提供する。

2 . 提供データの種類

整理標準化データには、表 2 . 1 に記す 2 1 種類が存在する。

各マスタ間に原則として関連性は無く*¹ *²、提供周期の特定期間内で、各々に該当する特許庁マスタに新規に発生又は、更新が発生した案件についての情報が収録されている。

提供データは、特許庁の更新日が下記日付を境にして、その種類と内容が異なる。

また、提供の事情形態によって「通常提供」（定期的な提供）と「特殊提供」（通常提供とは異なり、ある範囲のデータを 1 回のみ提供する）とに区分けする。

2 . 1 通常提供

(1) 平成 1 0 年(1998 年) 4 月 1 日以降、平成 1 1 年(1999 年) 1 2 月末日までのデータ

特許庁内で、平成 1 1 年中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 1 版】」 + 「整理標準化データ仕様書【第 1 . 1 版】」（第 1 版の不具合を修正した差し替えのみの整理標準化データ仕様書として発行）」の記述内容に従うものである。（以降、両版を統合した整理標準化データ仕様書として整理標準化データ仕様書【第 1 . 1 版】として記述する）

(a) 「商標基本マスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。

「商標名記事」

「カナ商標名記事」（半角）

「更新日付」

(b) 「サーチマスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。

「テーマコード記事」
「検索IPC記事」
「Fターム記事」
「審査官フリーワード記事」
「更新日付」

(c) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」
「更新日付」

(d) 表2.1に記すデータの種類の内、項番18以降のデータは提供対象外となっている。

(2) 平成12年(2000年)1月1日以降、平成12年(2000年)9月8日までのデータ

特許庁内で、上記の日付中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2版】」の記述内容に従うものである。

(a) 「サーチマスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。

「テーマコード記事」
「検索IPC記事」
「Fターム記事」
「審査官フリーワード記事」
「更新日付」

(b) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」
「更新日付」

(c) 表2.1に記すデータの種類の内、項番20のデータは

提供対象外となっている。

(3) 平成 1 2 年(2000 年) 9 月 9 日以降、平成 1 2 年(2000 年) 1 2 月末日
までのデータ

但し、マドプロ出願マスタは平成 1 2 年(2000 年) 1 2 月 1 日までの
全期間について

特許庁内で、上記の日付中に更新処理の対象となった案件、又は
新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、その
データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 2 . 1 版】」の記述
内容に従うものである。

(a) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」

「更新日付」

(b) 表 2 . 1 に記すデータの種類の内、項番 2 0 のデータは
提供対象外となっている。

(4) 平成 1 3 年(2001 年) 1 月 1 日以降、平成 1 3 年(2001 年) 7 月 1 3 日
までのデータ

但し、マドプロ出願マスタは平成 1 2 年(2000 年) 1 2 月 2 日以降
平成 1 3 年(2001 年) 7 月 1 3 日までの期間について

また、マドプロ原簿マスタは平成 1 3 年(2001 年) 7 月 1 3 日までの
全期間について

特許庁内で、上記の日付中に更新処理の対象となった案件、又は
新規に提供対象となった案件の提供データは、表 2 . 1 に準拠し、その
データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 3 版】」の記述内容に
従うものである。

(a) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」

「更新日付」

(5) 平成 1 3 年(2001 年) 7 月 1 4 日以降、平成 1 4 年(2002 年) 2 月 1 5 日までのデータ

特許庁内で、上記の日付中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 3 . 1 版】」の記述内容に従うものである。

(6) 平成 1 4 年(2002 年) 2 月 1 6 日以降のデータ

特許庁内で、上記の日付中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 4 版】」(当仕様書)の記述内容に従うものである。

* 1 「整理・標準化データ仕様書【第 1 . 1 版】」以降の特許及び実用新案における審判マスタ及び引用文献マスタでは、出願マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

* 2 「整理・標準化データ仕様書【第 2 版】」以降の出願マスタの商標、重複願番マスタ、商標イメージ・ファイルでは、商標基本マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

2.2 特殊提供

(1) 商標情報データベース移行による特殊提供

特許庁内で、平成11年(1999年)12月17日までに更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【商標情報公開データ移行仕様】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ(商標のみ)^{*3}
- (b) 審判マスタ(商標のみ)^{*3}
- (c) 登録マスタ(商標のみ)^{*3}
- (d) 商標基本マスタ
- (e) 重複願番マスタ
- (f) 商標イメージ・ファイル

(2) 引用文献マスタ庁内レイアウト変更に伴う特殊提供

平成10年(1998年)4月1日以降、平成11年(1999年)12月末日までに出願マスタが提供した案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 引用文献マスタ

(3) サーチマスタの情報区分変更に伴う特殊提供

特許庁内で、平成12年(2000年)9月8日まで更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2.1版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) サーチマスタ

(4) 過去分データの特殊提供

特許庁内で、平成13年(2001年)7月13日までに更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第3.1版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ^{*4}
- (b) 審判マスタ^{*5}
- (c) 登録マスタ^{*5}
- (e) 引用文献マスタ^{*4}
- (f) 商標基本マスタ^{*4}

* 3 記事、及び、項目は通常提供とは異なり、仕様書に合わせた限定された提供となる。

* 4 既提供分を除いた未提供の案件の内、提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

* 5 既提供分を含めた全ての案件の内、提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

表 2.1 提供データの種類一覧

項番	提供データの種類	提供データの内容	備考
1	出願マスタ	特許	特許庁の「出願マスタ」情報。 基本情報区分の項目（出願受付から最終処分に至るまでの書誌・経過情報等）が収録されている。
2		実用新案	
3		意匠	
4		商標	
5	サーチマスタ	特許	特許庁の「サーチマスタ」情報。 サーチ情報区分の項目（テーマコード及びFターム等）が収録されている。
6		実用新案	
7	引用文献マスタ	特許	特許庁の「国内引用文献マスタ」情報。 国内出願引用文献情報区分の項目（引用した文献に関する情報等）が収録されている。
8		実用新案	
9	審判マスタ	特許	特許庁の「審判マスタ」情報。 審判情報区分の項目（審判における書誌情報、及び審判請求書の受付から審決までの経過情報等）が収録されている。
10		実用新案	
11		意匠	
12		商標	
13	登録マスタ	特許	特許庁の「登録マスタ」情報。 登録情報区分の項目（特許権、商標権等、これらの権利の移転・消滅・変更等、権利に関する書誌的事項等）が収録されている。
14		実用新案	
15		意匠	
16		商標	
17	商標基本マスタ	特許庁の「商標基本マスタ」情報。 商標公開情報区分の項目（既に登録されている商標、新たに出願された商標についての商標名や称呼等）が収録されている。	1回 / 2週
18	重複願番マスタ	特許庁の「重複願番マスタ」情報。 商標公開情報区分の項目中、以下の記事のみが収録されている。 ・重複番号記事 ・更新日付	1回 / 2週
19	マドプロ出願マスタ ^{*6}	特許庁の「マドプロ出願マスタ ^{*6} 」情報。 マドリッドプロトコル情報区分の項目（マドリッド・プロトコルによって発生する指定官庁分の書誌・経過情報）が収録されている。	1回 / 2週
20	マドプロ原簿マスタ	特許庁の「マドプロ原簿マスタ」情報。 マドリッドプロトコル原簿情報区分の項目（マドリッド・プロトコルによって発生する指定官庁分の書誌・経過情報及び原簿情報）が収録されている。	1回 / 2週
21	商標イメージ・ファイル	特許庁の「商標見本ファイル」情報。 S G M L 文書形式ではない、単独のファイルで、商標イメージデータについての情報が収録されている。	1回 / 2週

* 6 整理標準化データ仕様書【第2版】及び、【第2.1版】では「マドプロマスタ」と記載。